令和４年度

**田皆中学校**

**いじめ対応マニュアル**

目　次

１　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　いじめに対する鹿児島県の基本的認識・・・・・・・・・・２

３　本校のいじめ防止教育　全体計画・・・・・・・・・・・・３

４　本校のいじめ防止教育　年間指導計画・・・・・・・・・・４

５　本校のいじめ防止対策　年間指導計画・・・・・・・・・・５

６　いじめ対応に関するチャート図・・・・・・・・・・・・・６

７　いじめに気付く学校生活でのチェックポイント・・・・・・７

８　いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント・・・・・・８

９　主な相談機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

10　参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係(注1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(注2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

注１）「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活堂の児童生徒や，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注２）「物理的な影響」とは，身体的な影響の他，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生していることもあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※「いじめ解消」の定義

　いじめは，単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状況とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月の期間継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

２　いじめに対する鹿児島県の基本的認識

１　本県においては，平成８年９月に，いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ま

しい事故が発生していることを，重く受け止めること。

２　いじめについては，「どの学校でも，どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめな

どで，ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「１件でも多

く発見し，１件でも多く解決する」との基本認識をもち，無記名アンケート調査や個別面

談など，児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。

　　また，児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに，教職員間で積極的な情報交換を行

ったり，保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりすること。

３　いじめの訴えがあった場合には，本人や保護者の心情を最大限にくみ取り，迅速に誠意

ある対応をすること。

４　いじめを認知した場合には，いじめられている児童生徒に対して，学校をあげて守り抜

くことを伝え，保護者と十分に連携しながら，いじめの実態に応じた具体的な対応を行う

こと。

５　いじめを行った児童生徒に対しては，保護者の理解と協力を得ながら，いじめは人間と

して絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう，根気強く毅然とした指導を

徹底するとともに，深刻な事態を招く可能性があると判断される場合には，必要に応じ，

警察との連携を図るほか，小・中学校においては，出席停止の措置についても検討するこ

と。

６　過去にいじめがあった事例については，該当児童生徒のその後の状況を十分把握し，い

じめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。なお，いじめを行った

児童生徒がいじめられる側となる，あるいは，いじめられている児童生徒がいじめを行う

側となる可能性についても留意すること。

７　いじめ問題について，学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように，学期始め

の早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し，命の大切さやいじめ問題を主題とし

て授業等を実施したり，児童会・生徒会活動等を通じて，児童生徒がいじめ問題に主体的

に取り組むように促したりすること。

８　新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し，「いじめ対策必携」等を活用

するなど，いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

３　本校のいじめ防止教育　全体計画

生徒・学校，地域等の実態

保護者の願い

地域の願い

日本国憲法

教育基本法

学校教育法

いじめ防止対策推進法

県・地区・町の教育行政施策

時代・社会の要請

|  |
| --- |
| 本校の学校教育目標 |
| 豊かな心を持ち，自ら考え主体的に行動し，たくましく未来を拓く生徒の育成  １　強く　　～**た**くましく生きる生徒  ２　正しく　～**み**ずからを律し，学ぶ意欲にあふれる生徒  ３　麗しく　～**な**かよく協力し相手を思いやる生徒 |

|  |
| --- |
| 生徒指導の目標と努力点 |
| 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の望ましい人間関係を築くとともに，生徒理解を深め，保護者と連携して「心と心が響き合う」性と指導の充実を図る  　　★　努力点：いじめ，不登校問題の早期発見と指導の充実を図る |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いじめ防止対策委員会 | | |
| 【目的】  　いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため，管理職を含む複数の教職員，心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常的な教育相談体勢，生徒指導体制の校内組織及び指導体制を構築し，いじめの防止等を包括的に推進する。  【組織構成】  　管理職，生徒指導主任，担任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家 | | |
| 基本的な考え方と姿勢 | | |
| ☆　いじめを生み出さない雰囲気・環境を整える  ☆　いじめをしない資質，心情を育てる  ☆　いじめをやめさせる指導をするとともに被害生徒を守る  いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく対応  　ア　学校におけるいじめの防止  　イ　いじめの早期発見のための措置  　ウ　関係機関等との連携等いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  　エ　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進  　オ　いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等  　カ　啓発活動 | | |
| 学校の組織力を生かす | 生徒の心や態度を育てる | 教師の指導力を磨く |
| ・校内指導体制の確立  ・日常的な生徒指導の充実  ・教師間の連携強化  ・危機管理意識の浸透  ・地域や関係機関との連携  ・保護者との信頼関係構築 | ・自他の生命を尊ぶ心  ・他人の痛みが分かる心  ・違いを認め合う心  ・良心に恥じない心  ・正義を愛する心 | ・人権意識の高揚  ・生徒理解の向上  ・いじめの認識の深化  ・いじめの指導法の習得，改善  ・教育相談やカウンセリング技法の習得  ・学習指導の工夫と改善 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 教育活動全般 | 道徳・特別活動 | 教育相談・生徒指導 | 研修・その他 |
| ・　命の教育を含めた道徳教育  を全教育活動を通じて充実さ  せる。  ・　最近のいじめは携帯電話や  パソコンの介在により一層見  えにくくなっておりいいじめ  はどの学校においても起こり  得るものであること，また，  誰もが被害者にも加害者にも  なり得るものであることを十  分に認識しておく。  ・　人権尊重の視点からあらゆ  る場面で生徒の人権意識を高  め，いじめに対して「許さな  い」態度や心情を育てる。  ・　冷やかしやからかい等を見  逃さず指導し，生徒一人一人  が安心して自分を出し合える  ような関係作りを推進する。 | ・　道徳科や学級活動を通し  て，互いの違いを認め，他人  の痛みや苦しみが分かる共感  的な人間関係を作る。  ・　学校行事等を通して，生徒  一人一人が他人と協力して一  つのことを成し遂げたり，お  互いの良さを見つけたりしな  がら，思いやりの心や責任  感，自己有用感を育むととも  に，学級集団としての成長を  促すような教育活動を推進す  る。  ・　生徒会による主体的ないじ  め問題への取組の充実を図る  とともに，様々なコミュニケ  ーション能力や自己解決能力  を育てる。 | ・　教職員によるきめ細やかな  観察，相談，情報交換等を日  常的に行う。  ・　いじめアンケートを定期的  に実施し，いじめ防止と早期  発見に努め，情報は全職員で  共有する。  ・　いじめが疑われる場合は，  早急に状況や実態把握に努め  被害生徒を守るとともに，学  級担任や生徒指導主任等が連  携して指導に当たる。  ・　「いじめを考える週間」や  教育相談を充実させ，生徒は  もちろん，教職員のいじめ問  題に対する意識を高める。  ・　いじめを把握したら，いじ  め問題対応チームを組織し，  指導方針を共通理解した上で  役割分担し迅速な対応に努め  る。  ・　いじめの被害生徒には，「絶  対に守る」という学校の意思  を伝え，心のケアと合わせて  登下校や休み時間，清掃時間  などの安全確保に努める。 | ・　いじめの認知に関する教職  員の共通理解を図る。  ・　いじめや教育相談に関する  研修を深め，人権意識の高揚  やカウンセリングマインドを  身に付けるとともに，生徒や  保護者との対話を重視し相談  する機会を多く設定するよう  努める。  ・　生徒理解力，学級経営力，  学校組織体の一翼を担う力量  等を高め，いじめを見逃さな  いようにする。  ・　生徒の心の痛みや苦しみに  共感できるような心情と積極  的かつ誠実な姿勢でいじめ問  題に取り組むことのできる人  間性と資質向上を図る。  ・　「まだ気付いていないいじ  めがある」「１件でも多く解決  する」という姿勢で臨む。  ・　学校では対応しきれない場  合は，児童相談所や家庭裁判  所，警察署や関係機関との連  携を図る。 |

４　本校のいじめ防止教育　年間指導計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 教科・教育活動全般 | 道徳 | 学校行事 | 教育相談・生徒指導 | 研修・その他 |
| ４ | いじめを考える週間  朝のリレー（１年国）  アイスプラネット  （２年国）  握手（３年国） | ３年  無実の罪 |  | 家庭訪問  生徒指導委員会  （毎週開催）  いじめアンケート | 職員研修（生徒理解） |
| ５ | シンシュン（１年国） | １年  いじめに当たるのはどれだろう  傍観者でいいのか  ２年  「いじめ」についてあなたはどう思う？  私のせいじゃない  あの子のランドセル  ３年  いじめから目をそむけない | 生徒総会  修学旅行（２年）  集団宿泊学習（１年） | 教育相談  いじめアンケート  学校楽しーと | 小中高連絡会 |
| ６ | ちょっと立ち止まって  （１年国） |  |  | いじめアンケート | 町生徒指導主任等研修会 |
| ７ |  | ２年  愛 |  | 三者面談  いじめアンケート | 沖同教総会・基礎講座  知名町人権同和教育研修会 |
| ８ |  |  |  | いじめアンケート |  |
| ９ | いじめを考える週間  個人の尊重と日本国憲法  （３年社）  大人になれなかった弟たちに  （１年国）  字のない葉書（２年国）  故郷（３年国） | １年  いのちってなんだろう  ２年  許さない心  三つのいのちについて考える  ３年  人間の命とは | 体育大会 | いじめアンケート |  |
| 10 |  |  | 文化祭 | いじめアンケート |  |
| 11 |  | ３年  合格通知  伝えたいことがある |  | 教育相談  いじめアンケート  三者面談  学校楽しーと |  |
| 12 | 人権旬間  紛争地の看護師  （３年国） |  | 校内ロードレース大会 | いじめアンケート |  |
| １ | 走れメロス（２年国）  少年の日の思い出  （１年国） | １年  短文投稿サイトに友達の悪口を書くと |  | いじめアンケート |  |
| ２ |  |  |  | いじめアンケート | 小中高連絡会  町生徒指導主任等研修会 |
| ３ |  | ２年  心に寄り添う  ３年  一冊の漫画雑誌 | 球技大会  遠足 | いじめアンケート |  |

５　本校のいじめ防止対策　年間指導計画

①職員会議

　｢学校いじめ防止基本方針｣を確認し,指

導方針や指導計画を提示し，全職員で共

通理解を図る。

②Hyper-QU調査

　調査を実施する。

③個人状況把握・スクールカウンセラー相談

　家庭における生活状況等を把握すると

ともに，学級内の個々の生徒の状況を把

握し，いじめまたはいじめにつながるト

ラブルが起こってないかどうかを確認す

る。

④校内生徒指導委員会

週間ごとの生徒の生活状況等を把握す

るとともに，トラブルに対する対応を協

議する。

⑤講演会（情報モラル教室）

　いじめの未然防止・早期発見に向けて

インターネット使用におけるトラブルや

使い方について，学校や家庭における取

組について理解を深める。

⑥校内研修

　性に関する教育（LGB等）や教職員のカ

ウンセリング能力等の向上に向けた校内

研修を実施する。

⑦家庭訪問

　全学年で，担任等が家庭訪問を行う。

⑧保護者向け啓発

　ホームページや学校便り等を活用して,

いじめ防止基本方針を周知するとともに

学級PTA等で保護者からのいじめを含む

様々な情報を収集する。

⑨学校づくり・学級づくり・人間関係づくり

　道徳の授業を中心に人との関わりにつ

いて考えさせ，いじめの未然防止に努め

るとともに，学校行事等を通して良好な

人間関係の構築を図る。

危機管理の心構え「さしすせそ」

さ：最悪を想定する

し：慎重に対応する

す：素早く対処する

せ：誠意を持って対処する

そ：組織全体で対応する

未然防止，早期発見に向けて

１　すべての教職員が，いじめ問題の重

要性を認識する。

２　いじめ防止対策委員会を中心に，定

期的に未然防止に向けた取組を行う。

３　日々，生徒一人一人の様子について

情報交換を行い，具体的な指導の留意

点について職員会議，職員研修会や校

内生徒指導委員会で取り上げて共通理

解を図る。

４　各担任等が，いじめの問題を一人で

抱え込むことなく，報告・相談を確実

に行い，学校全体で組織的に対応する｡

いじめアンケート

⑨学校・学級づくり人間関係づくり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 職員会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組  いじめアンケート |
| ４ |  | 生活実態調査 | ②Hyper-QU調査 |
| ⑦家庭訪問 |  |  |
|  | ⑥校内研修  （生徒指導共通理解）  いじめ問題を考える週間 | ③個人状況把握 |
| ５ |  |  |  |
|  |  | 教育相談 |
|  |  |  |
| ６ |  |  | いじめアンケート  ②Hyper-Q調査分析 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ７ |  |  | ③個人状況把握  いじめアンケート |
| ⑧学級PTA |  | ⑤情報モラル教室  （生徒・保護者） |
| 学校評価 |  |  |
| ８ | ④校内生徒指導委員会 |  | いじめアンケート  ③スクールカウンセラーによる相談 |
|  |  |  |
| ①事実発生時緊急対策会議の開催 | いじめ問題を考える週間 |  |
| ９ |  |  | いじめアンケート |
| 体育大会 | 生活実態調査 |  |
|  |  | ③個人状況把握  いじめアンケート |
| 10 |  |  | ⑥校内研修  （性に関する教育） |
|  |  |  |
| 文化祭 |  |  |
| 11 |  |  | いじめアンケート |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 12 |  | ⑤情報モラル教室  （生徒・保護者） | いじめアンケート |
| ⑧学級PTA |  |  |
| 学校評価 |  |  |
| １ |  | 生活実態調査 | いじめアンケート |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ２ |  |  | ③個人状況把握  いじめアンケート |
|  |  |  |
| ⑧学級PTA  支援引継ぎシートの作成 |  |  |
| ３ |  | 次年度に向けた  学級作り | いじめアンケート |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　情報共有等は職員朝会・職員会議でも随時行う。

※　いじめ防止対策委員会は，いじめを把握した場合等には緊急会議を

　開催するなどし，いじめ防止対策の中心的役割を担う。

６　いじめ対応に関するチャート図

保護者からの相談

地域からの情報

生徒からの訴え

各種アンケート

生徒の様子

いじめの発見

報告

生徒指導主任

正確な状況把握（担任・生徒指導主任等）

〇個別聞き取り（５W１H・時系列）

〇組織で対応

素早く対処

報告・連携

町教委　他

管理職

生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会

（管理職・生徒指導主任・担任・養護教諭）

※必要に応じて緊急対策会議の開催

報告・連携

最悪を想定

生徒指導主任

慎重に対応

組織で対応

いじめられた生徒の心のケア

保護者への説明

誠意を持って対処

謝罪

今後の在り方等

謝罪

今後の在り方等

いじめた生徒への指導

保護者への説明

学級指導・学年指導

指導の継続・観察

生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会

（管理職・生徒指導主任・担任・養護教諭）

※必要に応じて緊急対策会議の開催

生徒指導主任

いじめを生まない環境づくり

報告・連携

管理職

町教委　他

６　いじめに気付く学校生活でのチェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活場面等 | | 観察の視点  （特に，変化が見られる点） |
| 学　　校　　生　　活 | 朝の会 | 〇　遅刻，欠席が増える。  〇　出席確認の際，声が小さい。  〇　表情がさえず，うつむきかげん。 |
| 授業の開始時 | 〇　涙を流した気配が感じられる。  〇　一人だけ遅れて教室に入る。  〇　忘れ物が多くなる。  〇　用具，机，椅子などが散乱している。  〇　周囲がなんとなくざわついている。  〇　席を替えられている。 |
| 授業中 | 〇　筆圧が弱くなる。  〇　頭痛，腹痛などを頻繁に訴え，保健室によく行くようになる。  〇　ひどいアダ名で呼ばれる。  〇　いじりやからかいを受けている。  〇　正しい答えを冷やかされる。  〇　不まじめな態度で授業を受ける。（※）  〇　ふざけた質問をする。（※）  〇　グループ分けで孤立しがちである。  〇　テストを白紙で出す。（※） |
| 休み時間 | 〇　一人でいることが多い。  〇　わけもなく階段や廊下等を歩いている。  〇　用もないのに職員室等に来る。  〇　仲良しでない者とトイレに行く。（※）  〇　遊びの中でいつも同じ役をしている。  〇　集中してボールを当てられる。  〇　遊びやゲームで負けることが多い。 |
| 給食時 | 〇　グループ分けで孤立しがちである。  〇　好きな物を級友に譲る。（※）  〇　食べ物にいたずらをされる。  〇　その子どもが配膳すると嫌がられる。 |
| 清掃時 | 〇　目の前にゴミを捨てられる。  〇　人の嫌がる仕事を一人でする。（※）  〇　さぼることが多くなる。（※） |
| 放課後 | 〇　衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。  〇　顔にすり傷や鼻血の跡がある。  〇　用事がないのに残っている日がある。  〇　部活動に参加しなくなる。  〇　急いで一人で帰宅する。（※） |
| その他 | 〇　教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，やぶられたりし  ている。  〇　刃物など，危険な物を所持する。  〇　靴，傘など持ち物を隠される。  〇　うつむきがちで視線を合わさない。  〇　寂しそうな暗い表情をする。  〇　独り言を言ったり，急に大声を出したりする。  〇　日記，作文，絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。  〇　教材費，写真代などの提出が遅れる。  〇　言葉遣いが荒れた感じになる。（※）  〇　校則違反，万引きなど問題行動が目立つようになる。（※）  〇　くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。  〇　動物や昆虫などに残虐な行為をする。 |

（※）印は，無理にやらされている可能性のあるもの

７　いじめに気付く家庭生活でのチェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活場面等 | | 観察の視点  （特に，変化が見られる点） |
| 家　庭　生　活 | 表情・体調 | 〇　表情が暗くなり，何か考え事をしている。  〇　落ち着きがなくなり，おどおどする。  〇　よくため息をつく。突然，涙を流す。  〇　理由をはっきり言わないアザ・傷がある。  〇　食欲がなく，元気がない。 |
| 友達 | 〇　友達と遊ばなくなり，家に閉じこもりがちになる。  〇　友達関係が変化している。  〇　知らない友達からの電話があり，不自然な外出が増える。 |
| 言動 | 〇　携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。  〇　急に無口になったり，「死にたい」ともらしたりする。  〇　学習意欲をなくし，勉強が手につかない。  〇　朝になると体調不良を訴え，登校を渋る。  〇　「転校したい」等と言い出す。  〇　家庭から品物やお金を無断で持ち出す。  〇　言葉遣いが荒くなり，言うことを聞かない。 |
| お金・服装・持ち物 | 〇　買ったおぼえのない物を持っている。  〇　与えた以上のお金を持っている。  〇　帰宅した時，衣服の汚れがある。  〇　教科書やノートに落書きをされたり，破られたりしている。  〇　お金の使い方が荒くなり，使いみちを言わない。  〇　持ち物が頻繁になくなったり，壊されたりする。 |
| その他 | 〇　必ずフィルタリングを設定する。  〇　時々，子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど，使い  方を見守る。  〇　使っても良い時間やサイトなどの家庭内ルールを決める。 |

　　※子どもの小さな変化も見逃すことなく，おかしいなと思ったらすぐに声をかけ，学校に相談を

８　主な相談機関〈令和２年３月現在〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談機関 | | 電話番号 | 相談時間帯 | 主な相談内容等 |
| 田皆中学校 | | 0997-93-2287 | 平日 | 全般的な内容 |
| かごしま教育ホットライン24 | | 0120-783-574  0120-0-78310  099-294-2200 | 全24時間 | いじめ・不登校・性格・行動，しつけ，親子関係など子どもに関わる相談全般 |
| 県総合教育  センター  （面談は要予約） | 教育相談課 | 099-294-2200 | 月～金  8:30～17:00  （祝日・年末年始を除く） | いじめ・不登校等子どもに関わる相談 |
| 特別支援教育  研修課 | 099-294-2820 | 障害のある子どもや学習面・行動面につまずきのある子どもの相談 |
| PTAすくすくライン  （県PTA連合会） | | 099-251-0309 | 月～金  9:00～17:00  （祝日・年末年始を除く） | 子育て期における家庭教育の諸問題に関する相談 |
| 児童相談所  （面談は要予約） | 中央 | 099-264-3003 | 電話　月～金  8:30～17:15  （祝日・年末年始を除く）  面談　月～金  9:00～17:00  （祝日・年末年始を除く） | 非行，いじめ，養護，不登校，しつけ，里親に関することなど，満18歳になるまでの子どもについてのあらゆる相談 |
| 099-275-4152  (子ども・家庭  110番) | 月～金  9:00～22:00  （祝日・年末年始を除く） |
| 大島 | 0997-53-6070 | 月～金  8:30～17:15  （祝日・年末年始を除く） |
| 相談機関 | | 電話番号 | 相談時間帯 | 主な相談内容等 |
| 県こども総合医療センター  （要予約） | | 099-265-2400 | 月～金  8:30～17:00 | 概ね15歳までの子どもに関する心身の発達に関する診断と相談 |
| 精神保健福祉協議会 | | 099-228-9566  099-228-9567 | 月～金  9:00～12:00  13:00～16:30  （祝日・年末年始を除く） | 県民すべての悩みに関する相談や関係機関の紹介 |
| 少年サポートセンター  （ヤングテレフォン） | | 099-252-7867 | 月～金  8:30～17:15  （祝日・年末年始を除く） | 子どもが被害に遭った，学級でいじめられている，家出を繰り返すなど，少年に関する悩み事等についての相談 |
| 18歳までの子どもがかける電話  チャイルドライン（子ども専用） | | 0120-99-7777 | 月～日  16:00～21:00 | 18歳までの子どもがかけられる電話子どもの声を受け止める電話 |
| 鹿児島いのちの電話 | | 099-250-7000 | 全24時間 | 孤独の中にあって助けや慰めや励ましを求めている一人一人に，よき隣人として電話を通して援助する。 |

９　参考文献

　いじめ対策必携（令和３年度３月改訂　鹿児島県教育委員会）

　文部科学省・県教育委員会通知通達等